

発議第 19-2 号

平成26年 9月 26日

幕別町議会議長 古川 稔 様

提出者 幕別町議会議員 前川 雅志
賛成者 幕別町議会議員 田口 廣之

希望する教職員全員の再任用を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

希望する教職員全員の再任用を求める意見書

年金支給開始年齢の「繰り延べ」が続き、平成25年4月以降の退職者からは、全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧を全て失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以後も働き続けることを望む全ての労働者の雇用継続のための制度、措置を企業に義務づけ、平成25年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」等を設けることを禁ずる改正高年齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は平成25年3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定しました。3日後の同月29日には総務副大臣通知が出され、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずることとされています。

ところが、道立高校、道内小中学校に勤務する教職員については、再任用が全く保障されない異常な事態が生じています。

「無年金期間」が生じ、再任用希望者が増加する一方、子どもの減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態は一層深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も道内公立学校で今年を上回る大量の教職員の「分限（解雇）扱い」が生じかねません。原因は、制度設計や財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、本年から生ずる公務員の無年金期間について職員の「定年延長」を行う意見の申出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたのですから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実に行う責任が国に求められるのは当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付き教員の「雇い止め」も起

きかねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響し、ひとり高齢層教職員の問題にはとどまりません。

道教委が「国の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策にとどまっている状況も問題です。地域では学校統廃合などにより学校が次々となくなり、教育の機会均等の原則が脅かされています。少人数学級など、どの子にもゆきとどいた教育を行うための定数増や定員外配置と合わせて再任用問題も解決が図られれば、教育条件も前進します。希望する全ての教職員の再任用保障へ、必要な制度設計をおこなうよう求め、以下の項目について速やかな措置を要望します。

記

- 1 希望する全ての教職員の再任用実現へ、必要な制度設計を行うこと。
- 2 希望者全員の再任用にともない、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇い止めされることのないようにすること。
- 3 以上を実現するためにも必要な定数外措置（大幅な定数増）を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 26 日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】北海道知事、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会
教育長